

奈良県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西川歯科医院	磯城郡田原本町六七四	令和四年十二月三十一日
さくら歯科	磯城郡田原本町二〇〇	令和四年十二月三十一日